

放送大学における公認心理師養成に向けた「心理実習」の検討

波田野 茂 幸¹⁾

Consideration of “psychological practice” for becoming certified public psychologists at the Open University of Japan

Shigeyuki HATANO

要 旨

公認心理師法は、「公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的」（公認心理師法第一条）に、2015年9月16日に公布され、2017年9月15日に施行された。公認心理師法施行規則第一条に「大学における公認心理師となるために必要な科目」として25科目あり、24科目目に「心理演習」、25科目目に「心理実習」が含まれている。

本稿においては、「実習時間が80時間以上に限る」とある学部における心理実習について、心理演習との関係も含めながら検討することを目的とする。また、本学は通信制大学であり、その特徴を踏まえて検討してみたい。

ABSTRACT

The Certified Public Psychologist Act was established in 2015 with the aim of contributing to the maintenance and promotion of the mental health of people by determining the qualifications of certified public psychologists and ensuring the appropriateness of their work (Article 1 of the Certified Psychologists Act).

It was promulgated on September 16th, 2015 and entered into force on September 15th 2017.

To become a certified public psychologist, it is structured in 25 subjects in Article 1 of the Regulations for Enforcement of Certified Public Psychologists Law.

In above the subjects, No 24 “Psychological Exercise” and No 25 “Psychological Practice” are set as our special items.

1 はじめに

これまで心理学に基づく心理職については、民間資格としては存在していた。大学院修士課程において公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、資格認定協会）規定のカリキュラムを修了することが受験要件となっている臨床心理士であっても、職業上の身分的立場は著しく不安定であった。

このような状況の中で「国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的」に、公認心理師法が平成27年9月16日に公布され、平成29年9月15日に施行された。国家資格である公認心理師が誕生したことで、心理職の資格がオーソライズされたといえる。また、それに呼応した形で心理職の立場に関しても各省庁での対応が起こっている。

平成29年12月13日に行われた中央社会保険医療協議会総会（第378回）では、診療報酬に関して心理学に関する専門職として「臨床心理技術者」があげられ、公認心理師法の施行と平成30年9月に最初の国家試験実施予定の報告がなされた。その上で、診療報酬上の評価に関して臨床心理技術者についての可能性が議論にあげられている。また、平成30年度以降の診療報酬上の「公認心理師の取扱い（案）」として、平成30年度以降、診療報酬上の心理職の評価を公認心理師に統一すること、公認心理師が一定程度養成されるまでの間、従来の臨床心理技術者等についても、公認心理師とみなすことなどが議論としてあげられている。このことから、今後は公認心理師が診療報酬に関して保健医療の中に位置づけられていく可能性があると考えられる。

また、文部科学省においても、スクールカウンセラ

¹⁾ 放送大学准教授（「心理と教育」コース）

一等活用事業実施要領が平成30年4月1日に一部改正され、スクールカウンセラーの選考に関して、公認心理師が筆頭に挙げられた。さらに、平成30年8月に労働安全衛生規則の一部が改正され、ストレスチェックの実施者として、必要な研修を修了した歯科医師と公認心理師が加わることとなった。

以上のように、これまで職業的立場としては不安定な要素があった心理職であったが、公認心理師の登場により国の制度の中で位置付けられ、今後は心理に関する専門職として、社会的な期待を担う立場になると考えられる。

平成30年度第一回公認心理師試験では28,574名、令和元年第二回公認心理師試験では7,864名が合格し、施行二年間で36,438名の合格者となっている。この数には現認者の臨床心理士も多数含まれていると考えられているが、数字上では臨床心理士登録者数35,912名(2019年4月現在)を既に超えている。

この制度が作られていくにあたり、公認心理師カリキュラム等検討会にて議論がなされ、平成29年5月31日に公認心理師カリキュラム等検討会報告書(以下、報告書)としてまとめられた。そこでは、公認心理師として最低限必要だと考えられるカリキュラム等に関して基本的な考え方も含めて示されている。

しかしながら、養成する大学・大学院側が置かれている背景は様々である。報告書で示された基本的な考え方にに基づきながら、各養成大学が、それぞれの事情や資源を踏まえ、どのような公認心理師像を描き、具体的な教育を行い、ユーザーである「国民の心の健康の保持増進」に対して貢献できる心理専門職を養成していくことができるのかについては多くの議論があり、課題が山積している。

これまで、心理職の専門家としては臨床心理学を基礎とした臨床心理士が代表としてあげられる。臨床心理士養成は大学院にて行われ、公認心理師養成とは異なり、学部教育において心理学を修めることは必ずしも問われてはいない。また、臨床心理士養成での実習は、例えば第一種指定校や専門職大学院においては、学内に設置された実習施設である心理相談室での実習を必須として行うことになっている。そこでは、実際にクライアントを担当し、心理アセスメントや心理面接を行った事例に基づきながら教員より直接指導を受け、臨床的技能を習得していく教育となっている。

一方、公認心理師養成は、学部からカリキュラムが設定されており、学部における心理実習も大学院での心理実践実習も学外にある実践現場に出向き、実際に臨床業務が行われている現場の中で実習を行っていくことが求められている。大学院での心理実践実習は全体で450時間以上となっており、その中では、ケースを担当して、かかわりをもつ実習内容が求められている。その時間数については、学内に設置された実習施設となる心理相談室がある場合、そこでの実習を含めていくことも認めつつも、学外の施設において担当ケースにかかわる実習を90時間以上行うことが求められ

ている。

このように、公認心理師養成での実習は学外の実践現場にて実習を行うことを必須としている点が特徴となっており、学外施設の実習指導者から指導を受けていき、そこでの実習体験を素材としながら学内の実習教員から指導を受けていくという構造になっている。

また、実習を行う分野として、医療・福祉・教育・司法犯罪・産業労働の5分野が予定されており、医療機関での実習は必須となっている。なお、大学院での心理実践実習について医療分野以外の分野に関しては、経過措置期間中は、見学のみの実施も認められている。

以上のように、公認心理師養成では様々な分野で心理職が活動している現状にあわせて、多様な実践現場での実習が想定されている。

しかしながら、その内容をについて、学生が単に単位取得だけを目指すことや、実習時間数を満たせばいいという意識になってはならないと筆者は考える。卒業後、公認心理師となってからも自身の実践力を生涯にわたり研鑽していき、高度専門職業人として能動的に学習を続けていける意欲や姿勢を作っていくには、基礎教育が肝心になると考える。

1949年に米国で開かれたボルダー会議にて心理職の専門性を示す理念として「科学者—実践者モデル (scientist-practitioner model)」の観点が示されたが、公認心理師は、実践者であるとともに科学的研究者としての能力を備えている専門家である。公認心理師の専門性を支える原理である臨床心理学は、実践活動であり、その基本構造は、「アセスメント(査定: assessment)と介入(intervention)によって現実に関わっていく臨床過程」(下山、2003)であり、この臨床過程そのものが仮説を生成し、現実のとのかわりの中での実践について検証していく研究的な側面も併せ持っている。また、そのような実際の事例に関わっていく実践活動は、「社会的な活動として位置づけられるもの」(下山、2003)でもあり、公認心理師は当然ながらこの点において、社会的な責任や倫理について十分理解した上での活動が求められる。

公認心理師養成における実習教育は、臨床心理学の中核である心理アセスメントと介入、つまり、見立てを作り心理的支援を行えるようになる臨床的技能の習得を行うだけではなく、同時に実践現場である学外施設での実習を通して、様々な専門職種や関係者、そして、組織との関わりが持てるコミュニケーション能力や、関係を作っていく社会的技能の育成も教育上の目標になってくる。

ところで、日本心理学会が、心理学教育を行なっている大学の学部・学科・コース等を対象とした「公認心理師養成についてのアンケート」調査(2018年4月～7月15日実施)によれば、80通の回答数において、公認心理師コースについて、「77%は学部と大学院の両方で設定、10%は学部のみ、7%は大学院のみ」と回答している。臨床心理士コースの継続については、

「89%は今後も継続予定、7%は廃止予定、4%は検討中」と回答している。このことから、約9割の大学院では、臨床心理士養成についても念頭に置かれており、臨床心理士と公認心理師の「ダブルライセンス」を目指した受験が可能ないように、カリキュラム策定がなされていると考えられる。

両者の資格とも高度職業専門職としての心理職養成にあたっては、臨床心理学教育の構造としてある「実践活動、研究活動、専門活動」(下山、2003)が柱にあり、大学院での教育を設定している。したがって、学部教育は大学院教育の基盤となる心理学や臨床心理学に関する基礎的知識が求められてくる。心理演習や心理実習においては、実践活動を行っていく際の態度、相手と関わっていくために求められるコミュニケーションに関する技能、自分自身の心の動きを感知しモニターしていける技能、相手とのかかわりの中で生じてくる現象について捉えていける参与観察についての技能等に加えて、社会的活動を行う高度専門職としての倫理意識についての学習などが基礎になるであろう。

人と人のかかわりや、関係性について自らの体験を吟味しながら理解を重ねていく中で自己を知り、他者と出会う体験の基盤を持つことが、高度職業専門職としての心理職養成において欠かすことができない。

しかし、通信制大学においては、学生を直接指導していく機会も、学生同士の交流についても限られてくる。通信制大学の独自の構造を踏まえ、学生にとって臨床感覚が了解しうるような実習教育の工夫について考え出す必要があると筆者は考える。

本稿においては、公認心理師養成カリキュラムにおける学部の心理実習がもつ意義について検討することと、通学制とは異なる構造を持つ通信制大学である放送大学において、どのような心理実習教育の展開が可能なのかについて課題を整理し、検討していきたい。

2 臨床心理士・公認心理師の業務と実習カリキュラムとの関連

公認心理師法において公認心理師とは、「公認心理

師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育、司法、産業・労働の各分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者」(公認心理師法第二条)とされ、業務としては下記の四項目が掲げられている。

- 一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

公認心理師養成における実習について考えていく場合、まず、上記に掲げられている公認心理師業務に関して理解をしていく必要がある。この内容に関して、臨床心理士の四大業務と比較してみたい。

資格認定協会によれば、臨床心理士の専門業務について四つをあげている。

- 1 臨床心理査定
- 2 臨床心理面接
- 3 臨床心理的地域援助
- 4 上記に関する調査・研究

これらの業務について、公認心理師の業務と対比させたものが、表1である。

臨床心理士業務の一つ目にある臨床心理査定は、公認心理師業務の「心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること」に該当すると考えられる。臨床心理面接は、「心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」に該当すると考えられる。臨床心理的地域援助は、臨床心理士会ホームページの説明によれば、「専門的に特定の個人を対象とするだけでなく、地域住民や学校、職場に所属する人々(コミュニティ)の心の健康や地域住民の被害の

表1 臨床心理士と公認心理師の業務内容

資格名	臨床心理士	公認心理師
資格認定	「公益財団法人」日本臨床心理士資格認定協会が認定する民間資格	国家資格(名称独占)
資格の説明と業務内容	「臨床心理学に基づく知識や技術を用いて人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”＝クライアント自身の固有ないわばクライアントの数だけある、多種多様な価値観を尊重しつつ、その人の自己実現をお手伝いしようとする専門家」(HPより) 【4種の専門業務】 1) 臨床心理査定 2) 臨床心理面接 3) 臨床心理的地域援助 4) 上記に関する調査・研究	「心理学に関する専門的知識及び技術をもって次に掲げる行為を行うことを業とする者」 1) 心理状態の観察、その結果の分析 2) 心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助 3) 関係者の相談に応じ、助言、指導その他の援助 4) 心の健康に関する知識の普及

支援活動を行うことも臨床心理士の専門性を活かした重要な専門行為」ということから、公認心理師業務の「心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」に該当すると考えられる。

以上の内容は、臨床心理士も公認心理師も心理職の基本業務と捉えることができる。しかしながら、臨床心理士においては、四番目には、先に掲げた三つの業務に関する調査・研究をあげて、「専門資質の維持・発展に資するきわめて重要な自己研鑽」として重視している。一方、公認心理師においては、四番目に「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと」としている。この内容は、臨床心理士業務においては、臨床心理的地域援助の一部としてあり、「一般的な生活環境の健全な発展のために、心理的情報を提供したり提言する活動も“地域援助”の業務」であるとしている点に含まれると考えられる。

この公認心理師の四番目にあげられている業務である「心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと」という点は、これまで臨床心理士の実践活動とその研究を通しての成果が評価された結果ではないかと筆者は考えている。

公認心理師については、法的に位置づけられたことから、より社会的活動への責任を意識する必要がある、「国民の心の健康への保持増進」に貢献していくことが明記されたのではないかと考えられる。また、そのことは、目前には登場していないユーザーの存在

についても意識し、関わっていきける技能を備えていくことが求められてくるのであり、「国民の心の健康」について考えていく立場にある自覚を持つ必要がある。したがって、公認心理師においても研究活動や生涯を通じた専門性の研鑽は当然のことながら含まれてくるであろう。

3 「心理実習」と「心理実践実習」の関連

報告書によると、「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」として、公認心理師資格を得た際の姿を想定し、カリキュラムを作成することが重要であるとし、「Outcome-based education」を求めている。これは、「卒業時到達目標からそれを達成するようにカリキュラムを含む教育全体をデザイン、作成、文書化する教育法」とされている。つまり、公認心理師法第二条に示されている「公認心理師が業として行う行為」について、卒業時に適切に実践できる状態を想定したカリキュラム策定となることを求めている。

また、カリキュラム等の検討にあたっての留意点の一つとして、「実践から学ぶ心理学」を重視すること、また、公認心理師業務を踏まえ実習を重視することが示され、学部におけるカリキュラムは、25科目となった。

カリキュラムは、「心理学基礎科目（6科目）」、「心理学発展科目（17科目）」、「実習演習科目（2科目）」より構成されている（表2）。

表2 大学における公認心理師となるために必要な25科目

A. 心理学基礎科目 (6科目)		1. 公認心理師の職責 2. 心理学概論 3. 臨床心理学概論 4. 心理学研究法 5. 心理学統計法 6. 心理学実験
B. 心理学発展科目 (17科目)	基礎心理学 (うち9科目)	7. 知覚・認知心理学 8. 学習・言語心理学 9. 感情・人格心理学 10. 神経・生理心理学 11. 社会・集団・家族心理学 12. 発達心理学 13. 障害者・障害児心理学 14. 心理的アセスメント 15. 心理学的支援法
	実践心理学 (うち5科目)	16. 健康・医療心理学 17. 福祉心理学 18. 教育・学校心理学 19. 司法・犯罪心理学 20. 産業・組織心理学
	心理学関連科目 (うち3科目)	21. 人体の構造と機能及び疾病 22. 精神疾患とその治療 23. 関係行政論
C. 実習演習科目 (2科目)		24. 心理演習 25. 心理実習（実習時間が80時間以上のものに限る。）

出所：藤代有美子「『心理実習』〈大学〉のコンセプト」『公認心理師養成の実習ガイド』、日本評論社、2019年、50-57頁。

「心理学基礎科目」は、専門的知識や技術を習得する際の基盤となる心理学及び臨床心理学全体の基礎知識、公認心理師の職責について学ぶ概論科目が配置されている。その上に、「心理学発展科目」として、心理に関する支援を要する者やその関係者への支援にあたるように、心理アセスメント、心理検査等の見立てを作るための知識や理解を深める科目、心理面接を実施し、課題を把握し、ユーザーへの理解を深めていくための科目、問題解決にむけて支援や介入について検討していくための科目、そのことを科学的に検討していける思考力を身につけていくためにも必要な科目が配置されている。多職種と協働しながら、主体的に支援にあたる一員として関与していけるために「心理学関連科目」や「関係行政論に関する科目」などこの中には含まれている。

そして、これらの科目を踏まえて、講義での学習と現場での実践を繋いでいく科目として、実習演習科目が配置されている。

実習演習科目については、「将来チームワークでの業務を求められる機会が多い現状も踏まえ、質量ともに充実したものとなるようにすること。併せて適切な指導体制についても検討すること。また、現在大学院内で行われている相談室でのケース担当実習等の内容も参考にすること」とあり、演習・実習科目を非常に重視していることがわかる。表3に「公認心理師法第七条第一号及び第二号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」に示されている「心理実習（80時間以上）」と「心理実践実習（450時間以上）」を示した。

先述した日本心理学会の調査結果から、多くの大学・大学院において臨床心理士と公認心理師の両者の受験資格が得られるカリキュラム策定を行っている想定される。両者の資格の中核になる業務は共通しており、心理アセスメント（査定）や心理面接に関して

の教育は、従来の臨床心理士養成における実績がある。そこを軸にして公認心理師養成のカリキュラムも整備がされていくと考えられる。

ところで、放送大学では2019年9月現在、公認心理師養成を検討している公認心理師教育企画運営委員会において、大学院での公認心理師養成対応可否について協議中である。したがって、現在のところ、公認心理師養成のカリキュラム策定は、学部のみとなっている。しかしながら、報告書にあるように公認心理師養成は、大学院教育も含めた教育カリキュラムで制度設計がなされている。したがって、学部における心理実習の検討を行うにあたって、大学院での心理実践実習について想定し、心理実習や心理演習の内容を検討していく必要がある。

表2に示したように、大学院における心理実践実習を概観すると、見学を中心とした実習に加えて、「担当ケースにかかわる実習」がある。これは、実践現場である実習施設において、実習指導者の指導下でユーザーに対して実際にかかわりを持ちながら、見立てや心理的支援について行うことが学習内容になっている。

なお、ここでいう「担当ケースにかかわる実習」の要件に関しては、「陪席ケースへの目的的な観察と特徴把握、指導担当者による事前事後の指導と振り返り、レポートとしてのまとめなどが伴えば『担当ケース』として扱える」（鶴、2019）となっている。

このように「担当ケースにかかわる実習」は、学生自らが実際にケースにかかわっていく場面を想像し、ユーザーの背景を考え、生活を理解し、心理的状態について見立て、心理的支援の内容について考え、実際に行ってみることを主とした実習となっている。

さらに、ユーザーへの支援を検討していく中で、多職種の役割について知り、自らが役割として取れる業務範囲について考え巡らせながら、心理職としての「動き」を想定していくという体験も含まれてくる。

表3 大学及び大学院における実習・演習について①（文部科学省・厚生労働省作成、2017）

	大学	大学院
実習内容	<p>実習生が心理に関する支援を要する者（以下、要支援者）等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援（法第2条第1号から第3号までに規定する行為に相当するもの）を行う。</p> <p>下記（ア）～（ウ）について、見学等による実習を行いながら、実習先施設の実習指導者又は担当教員による指導を受ける。</p> <p>（ア）要支援者へのチームアプローチ （イ）多職種連携及び地域連携 （ウ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理</p>	<p>下記（ア）～（オ）について、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践しながら、実習指導者による指導を受ける。医療機関以外の施設では、見学を中心とする実習も含む。</p> <p>（ア）心理に関する支援を要する者等に関する知識及び技能の修得 （イ）要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 （ウ）要支援者へのチームアプローチ （エ）多職種連携及び地域連携 （オ）公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
実習場所	<p>保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野（以下、主要5分野）の施設。ただし、当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習を適宜行う。</p>	<p>実習施設の分野については主要5分野のうち、3分野以上の施設で実習を受けることが望ましい。ただし、医療機関（病院又は診療所）は必須とする。大学又は大学院に設置されている心理相談室の実習も含む。</p>
実習時間	80時間以上	担当ケースに関する実習の時間は270時間以上（うち、学外の施設での当該実習時間は90時間以上）

表4 「心理演習」に「含まれる事項」

<p>知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について、具体的な場面を想定した役割演技(ロールプレイング)を行い、かつ、事例検討で取り上げる。</p> <p>(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得</p> <p>(1) コミュニケーション</p> <p>(2) 心理検査</p> <p>(3) 心理面接</p> <p>(4) 地域支援 等</p> <p>(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成</p> <p>(ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ</p> <p>(エ) 多職種連携及び地域連携</p> <p>(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
--

しかしながら、表3にあるように学部での心理実習は「担当ケース」を受け持つのではなく、実習施設の活動や実習指導者がユーザーと関わっている実際場面の見学を中心とした内容になっている。したがって、学部生がケースを持ち、個々のケースに実際に関与し、その変化について捉えていくといった臨床場面での体験を素材として扱うことはできない。

そこで、検討会の議論の中で、心理演習にて模擬的な事例を通じた学習を行っていくこととなった(表4)。

この心理演習が持つ意味と、心理演習と心理実習との関係については、公認心理師カリキュラム検討会での議論も踏まえながら、後ほど検討してみたい。

4 心理実習の構成

さて、以上のように報告書の内容からカリキュラムを概観していくと、心理実習は、事前学習、見学を中心とした実習、事後学習からの構成となる。

事前学習は、実際の現場を訪問し、実習指導者となる公認心理師がどのような役割を職場において担っているのか、どのようにユーザーとの関わり合いを持っているのか、多職種との関わり合いや地域での活動も含めて理解していくために、学生が事前の学習を行い、準備をしていくことである。

例えば、見学を行う実習施設の地理的条件や背景となる地域性について調べ、どのような制度の中に位置付き、その事業を行うための関連法規があると考えられるか調べてみる。その運営を行うために、どのような事業方針を作り、組織作りをして体制を整備しているのかといった外的条件についても調べてみる。その上で、ユーザーとなる対象者を知り、提供されるサービスや実践活動の内容について知る必要がある。そして、そのサービスを提供していくためには、どのような役割を持つ職員が存在しているのか、職種や職員数、事業所としての規模も合わせて調べていくことが必要になる。その中で、公認心理師である心理職は何をしているのかについて業務内容を知り、そこでの役割について考え、組織の中での動きについて想像することが大切になってくる。このような準備となる事前

学習を十分に行い、見学を行う上での観点や問題意識を作ることが肝心ではないかと筆者は考える。

さらに、見学を終えた後は、実践活動を行う臨床現場に身を置いたことで得られる感覚についても言語化していくこと、他の学生に対して、自らの気づきや学習内容について説明していくこと、お互いの体験について話し合い、振り返りを行うことが大切である。事後学習では、見学実習の体験をレポートにまとめていく。自らが見聞きした内容や指導者とユーザーが関わり合う場から、どのような事象が生じ、そのことから何を考えたかについて、その場にはいなかった第三者に伝わるように記録にまとめ、文書を作成することも学習していく。その内容を教員に報告し指導を受けていく体験は、大学院での心理実践実習での実習記録や報告書等作成を行う雛型の経験であり、指導の受け方をイメージさせていくことになるであろう。

さらに、各自の報告を基にグループでディスカッションや意見交換を行い、発表をさせていくプロセスの中で多様な考えに触れつつ、事象の確認、体験の共有、課題の整理、発表方針の検討、役割の確認といった体験を持つことは、多職種連携やチーム形成における基礎的感覚を得る学習に繋がっていくのではないかと考えられる。

事前学習と事後学習においては、個人で取り組む学習とグループで取り組む学習を合わせていく中で、チームとして動いていく感覚を学べる機会にしていきたい。このような学習の持ち方から学生には実践現場の緊張感を想像させていく経験にしていくことで、専門家になっていく心構えを準備する契機にもなると筆者は考えている。

したがって、見学では実践現場の様子をしっかりと観察し感じることで、現場の雰囲気を感じながらその業務の説明を聞くこと、そして、業務上での困難についても想像することが大切ではないかと考えられる。例えば、コミュニケーションが正確に伝わらないことで生じる混乱、それぞれの専門性から捉えたケース理解の違い、実際のヒアリハットとなった事象等についても知ることが大切になってくる。このような具体的な内容を通して、守秘義務の持つ意味や機微情報の管理などが、どのように実務に反映されているかを知り、

倫理について考え、関係者とのやり取りやコミュニケーションの持ち方について検討する学習を行う必要がある。

ところで、宮崎（2019）は、「公認心理師養成に向けて—実習のあり方を考える—」での座談会資料として、報告書にある「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方を踏まえたカリキュラムの到達目標」の中から、科目・演習・実習との関連部分を抜粋し、公認心理師の業務の観点からカリキュラムの内容について整理（表5）をし、心理演習と心理実習の関係について論じている。

また、宮崎（2019）は、公認心理師の四大業務と公認心理師が活動をする想定されている主要な五分野（保健医療・福祉・教育・司法犯罪・産業労働）との関係については図1に、その内容を学部カリキュラムの構造から捉えた整理として図2のように示した。

図1では、「『共通する業務内容』を遂行する力量を身につけることが重要」とし、それを踏まえた上で、「分野ごとの特殊な業務内容についての理解に発展させていくことが必要」との考えを述べている。その上で、学部カリキュラムの構造を「心理学基礎科目」「業務理解科目」「業務体験科目」と整理し、心理演習と心理実習については「業務体験科目」として位置づけている（図2）。業務体験科目とは、知識として学習し、理解した内容に関して、「行為としてできるようになる」ために設定されている科目としている。

公認心理師が実際に活動する場は幅広く、個別性も高い。つまり、同じ五分野であっても、その目的やサービスを提供する対象者であるユーザーによっても大きく異なっている。実践現場となる実習施設のもつ業務、組織構造、諸々の背景の違いにより、心理職の役割は異なり、求められる業務内容や関与の仕方、業務における動き方は異なってくる。

例えば、医療においては、クリニックと総合病院や大学病院では、同じ医療機関であっても機能は異なるわけで、どのような目的や役割を持っている医療機関であるかによって、心理職の位置づけ、役割や業務に違いがある。福祉領域では、障害児へのかかわりを持つ療育施設と高齢者施設、子育て支援を行う機関では、同じ福祉分野における心理業務であっても、具体的内容は異なるわけで、それぞれのフィールドに必要な知識や臨床的技能、コミュニケーションの取り方など社会的技能について知る必要がある。

したがって、一つの分野においても、「心理に関する支援を要する者」の対象や支援の内容は多様であると考えられるため、「行為としてできるようになる」という点に関して、心理演習や心理実習においては、「汎用性」となる要素はどこにあたるのかについて検討し、心理実践実習への橋渡しが可能となるように、教育指導を行う実習教員や実習指導者側が十分に話し合い、事前学習において学生に意識させていくべき課題について共有を行っていく必要がある。

報告書の「公認心理に求められる役割、知識及び技

術について」においては、「活動する分野を問わず求められるもの」と「特定の分野において求められるもの（例）」が示されている。

大学院での心理実践実習は、担当ケースを持ちながら現場での実習を行うため、「特定の分野において求められるもの（例）」にある分野ごとに掲げられている内容について十分な学習をしてイメージを持ち、実習を行う施設のルールや規則を理解し、実習現場の枠を意識していく準備学習をしていく必要がある。

学部における心理実習では、社会的実践活動の文脈の中で、その実習施設が持つ機能とそこにおける心理職の役割について理解するとともに、「活動する分野を問わず求められるもの」として、例えば、ユーザーへ接する際の基本的態度や振る舞い、関係者とのコミュニケーションの取り方、個人情報等の管理や取り扱いなども含め倫理意識に関する内容について十分な学習を行う必要がある。

実習教員は実習施設の実習指導者に対して、このような科目の位置づけの意味合いについて説明を行い共有していくことが大切であろう。見学にせよケースにかかわっていく実習にせよ、学部生や院生が実際の実践現場に入り、具体的な活動を体験し、その体験を素材にしながら、各自が段階に応じた教育を受けていくためには、指導を行っていく側の協力と連携が取れる関係づくりは不可欠である。

学生に対して必要な指導を行っていくためには、上記の報告書に掲げられている内容に関して、それぞれの分野の実習指導者と共に確認をしながら、具体的な内容に関して十分な検討をしていくが必要になる。

つまり、実習を行う上で実習施設側が懸念し注意を必要とする事項について具体的に取り上げ、「公認心理師の職責」に関する内容や守秘義務や倫理を踏まえて、具体的な事例に基づきながら検討し、心理演習や心理実習で扱うテーマや素材を発見していく必要があると筆者は考えている。

5 心理演習・心理実習・心理実践実習の階層的な学習

公認心理師資格は汎用性の資格であること、そして、四大業務となる職務について、関係者との連携や協働を行っていくことが念頭にある。業務遂行にあたって、様々な関係者と適切なコミュニケーションが行えることが必要になる。報告書には、「当該支援に必要な情報共有」、「心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと」、「本人や周囲に対して、有益なフィードバックを行うこと」など、要支援者本人とのコミュニケーションに関して明記されている。加えて、「さまざまな職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること」、「ニーズのない当事者とも“子どもの安全”という視点を中心に、幅広く関係を構築する能力」、「心理状態の観察・分析等の内容について、適切に記録がで

表5 「公認心理師カリキュラム等検討会報告書のカリキュラムの到達目標」等と「科目」・「演習」・「実習」との関連の整理表（立正大学 宮崎 昭）

〔「公認心理師カリキュラム等検討会報告書（2）「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえたカリキュラムの到達目標」平成29年5月31日〕				
	座学の科目	心理演習	心理実習	心理実践実習
1. 公認心理師としての職責の自覚				
1-1. 公認心理師の役割について理解する。	公認心理師の職責	○	○	○
1-2. 公認心理師の法的義務を理解し、必要な倫理を身につける。	公認心理師の職責	○	○	○
1-3. 心理に関する支援を要する者等の安全を最優先し、常にその者中心の立場に立つことができる。	公認心理師の職責	○	○	○
1-4. 守秘義務及び情報共有の重要性を理解し、情報を適切に取扱うことができる。	公認心理師の職責	○	○	○
1-5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務の内容について説明できる。	公認心理師の職責	○	○	○
2. 問題解決能力と生涯学習				
2-1. 自分の力で課題を発見し、自己学習によってそれを解決するための能力を身につける。	公認心理師の職責			
2-2. 社会の変化を捉えながら、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲及び態度を身につける。	公認心理師の職責			
3. 多職種連携・地域連携				
3-1. 多職種連携・地域連携による支援の意義について理解し、チームにおける公認心理師の役割について説明できる。	公認心理師の職責	○	○	○
3-2. 実習において、支援を行う関係者の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる。	公認心理師の職責	○	○	○
3-3. 医療機関において「チーム医療」を体験する。	公認心理師の職責	○	○	○
14. 心理状態の観察及び結果の分析				
14-1. 心理的アセスメントに有用な情報（生育歴や家族の状況等）及びその把握の手法等について概説できる。	心理的アセスメント	○	→	○
14-2. 心理に関する支援を要する者等に対して、関与しながらの観察について、その内容を概説することができ、行うことができる。	心理的アセスメント	○	→	○
14-3. 心理検査の種類、成り立ち、特徴、意義及び限界について概説できる。	心理的アセスメント			
14-4. 心理検査の適応及び実施方法について説明でき、正しく実施し、検査結果を解釈することができる。	心理的アセスメント	○	→	○
14-5. 生育歴等の情報、行動観察及び心理検査の結果等を統合させ、包括的に解釈を行うことができる。	心理的アセスメント	○	→	○
14-6. 適切に記録、報告、振り返り等を行うことができる。	心理的アセスメント	○	→	○
15. 心理に関する支援（相談、助言、指導その他の援助）				
15-1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義及び適応について概説できる。	心理学的支援法			
15-2. 訪問による支援や地域支援の意義について概説できる。	心理学的支援法			
15-3. 心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じて適切な支援方法を選択・調整することができる。	心理学的支援法	○	→	○
15-4. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につける。	心理学的支援法	○	→	○
15-5. 心理療法やカウンセリングの適用には限界があることを説明できる。	心理学的支援法			
15-6. 心理に関する支援を要する者等のプライバシーに配慮できる。	心理学的支援法	○	→	○
24. その他				
24-1. 具体的な体験や支援活動を、心理に関する専門的知識及び技術として概念化・理論化し、体系立てることができる。		○	→	○
24-2. 実習を通して心理に関する支援を要する者等についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる。				○
24-3. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供ができる。	心理学的支援法			
公認心理師法の業務に含まれている項目				
心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援	心理学的支援法	○	○	○

出所：岡本祐子・宮崎昭・川畑直人・元永拓郎・藤代有美子「座談会 公認心理師養成にむけて—実習のあり方を考える—」『公認心理師養成の実習ガイド』、日本評論社、2019年、6-35頁。

共通する業務内容	保健医療	福祉	教育	司法・犯罪	産業・労働
一 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。					
二 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。					
三 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。					
四 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。					

図1 「公認心理師4業務」と「主要5分野」との関係

出所：宮崎昭『「心理演習」と『実習』科目の関係について』『公認心理師養成の実習ガイド』、日本評論社、2019年、38-49頁。

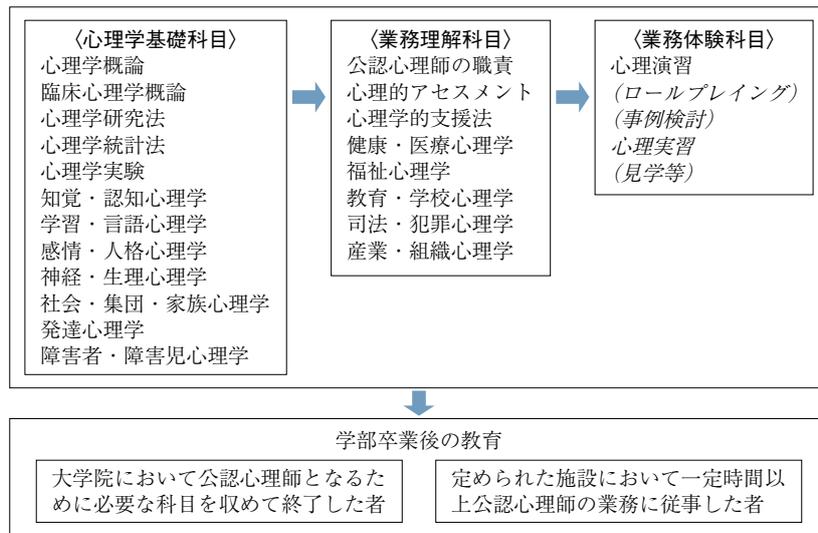


図2 「公認心理師4業務」と「主要5分野」から見た学部のカリキュラム構造

出所：宮崎昭『「心理演習」と『実習』科目の関係について』『公認心理師養成の実習ガイド』、日本評論社、2019年、38-49頁。

きることと及び必要に応じて関係者に説明ができること」とあるように、多職種連携を果たしていけることを求めている。ユーザーについての臨床心理学的な理解を、ユーザー本人やその関係者だけではなく、協働して支援にあたる専門家に対しても理解ができる説明能力が必要となる。

元永（2019）は、「コミュニケーションといっても、分野によって求められている内容に特徴があることにも留意したい」と指摘しているが、コミュニケーションの実際を捉えて、その特質が持つ意味について理解ができるようになり、実践もしていける力は、社会的関係を構築していく技能と言える。それは、臨床的技能を修得していくと同様に、丁寧に段階を積み上げていく教育が必要になるであろう。

また、この点は、公認心理師の四番目の業務としてあげられている心の健康に関する部分とも関わってくると考えられる。「教育及び情報の提供」は予防的な活動となるが、公認心理師が会うユーザーの中には、自らのニーズについて自覚を持たない者や援助を

求めていない者もいると考えられる。そのような状態にある者ともコミュニケーションを図り、関係を作っていける技術を備えていることが、公認心理師の重要な専門性となるのではないかと筆者は考えている。

宮崎（2019）は、図1から大学院の指導との関連を説明している。そこに加えて、元永（2019）も「学部と大学院を通じた教育のあり方をにらみながら」、大学院教育を少しずつ「学部から通じたフルプログラムにシフトしていくことも検討する必要がある」と発言している。このように考えると、心理演習から心理実習、心理実践実習は連続しており、心理演習から心理実践実習まで階層の構造を作り、連続した学習になることが求められてくると考えられる。

ユーザーおよびその関係者の置かれている状況を理解し、心理状態について見立て、ユーザーが求めているニーズや課題を把握する。そして、適切な心理的支援について考えだすことは、心理職の要の業務である。

さらに、それらの内容に関しては、わかりやすい言葉でユーザー本人やその関係者に対して伝えていくだ

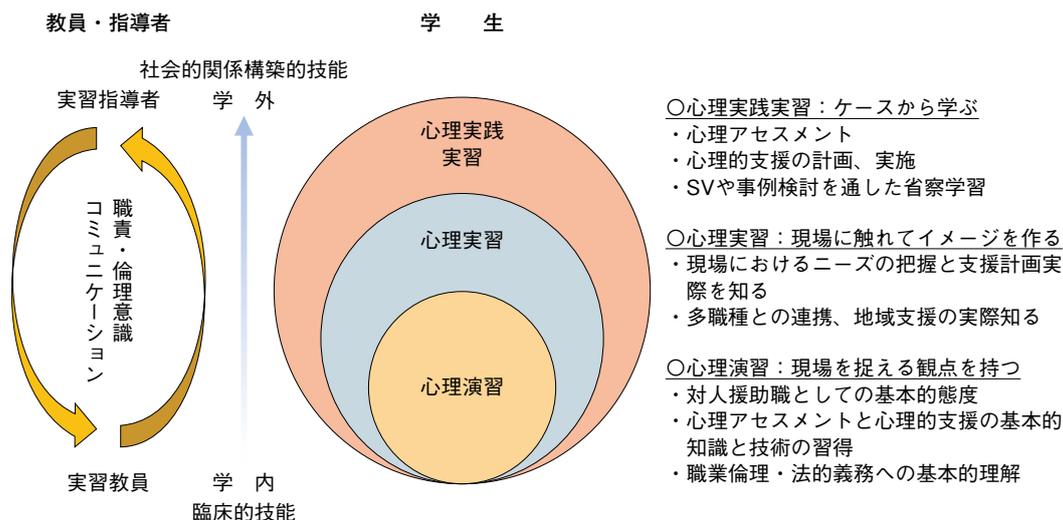


図3 「心理演習」・「心理実習」・「心理実践実習」の内容と関係

けではなく、支援にあたる他の関係者に対しても根拠を示しながら了解可能な説明を行っていく責任がある。

また、ユーザーの主体性を大切に、適切な支援になるように関係者と共に話し合っていくためには、公認心理師は「現実原則を踏まえ、いま取り扱う判断について、そのタイミングを見極める力と根拠を説明していけるように対話の場を作る」(波田野、2018) が必要になってくる。様々な背景や立場にある者とのコミュニケーションをどのように保っていけるかという点も、公認心理師の専門性となる。

このように、「個人の内側にある思いと、個人が生活している現実の場との間に立ち、その体験を吟味しつつ、両者を取りもつ役割」(波田野、2018) が、公認心理師には期待されるのではないかと考えている。

したがって、心理演習や心理実習では、臨床的技能と社会的関係を作る技能について、どのように教育を行うか、その方法に関しても課題となるであろう。報告書においては、その方法としては、模擬的な事例を通したロールプレイ等の体験的学習や、課題解決に向けた視点や発想を持ち、ケースマネジメントの感覚を得ていく上でも重要となる事例検討の進め方に関する学習について行うことが明記された。

6 心理演習・心理実習の学習内容と連続性

心理演習・心理実習・心理実践実習について、その内容との関連で整理をしたのが、図3である。

この図3の捉えでは、心理演習は、その先の心理実習と心理実践実習での学習を行う上での中核であり、心理実習と心理実践実習に内包される。

心理演習は、「観点を持つ」ことが大切である。公認心理師としての資質を担保し、生涯を通して専門性を研鑽していくための意識や学び方も含め基盤となる体験を作る学習の機会であり、大変重要な位置付けになると考える。カリキュラム上においては、心理実習

での見学を通じた学習での内容を理解していけるような観点の形成が重要となる。特に対人援助職としての基本的態度、臨床心理学的見立てと心理的支援の基本的知識と技術の習得、そして、職業倫理・法的義務についてしっかりとその基本について学び、各自で考え、ディスカッションにおいて多様な見方や意見に触れていく機会を持つことは、臨床上の判断形成を学ぶ上でも重要になる。また、心理演習においては、公認心理師の業務や臨床行為に関して「イメージを持つ」機会としたい。臨床的技能についてと社会的な場において活動する際に求められるコミュニケーションの持ち方や関係者とのマネジメントに必要な社会的技能の基礎について、できる限り自分自身の特徴に気づきながら学習する姿勢が大切になる。

心理実習での見学においては、実習指導者がユーザーにかかわる場面を実際に観察する機会なども想定される。公認心理師である実習指導者がユーザーや多職種に対して働きかけていく「動き方」の実際に触れ、それを素材にしながら、学生自身がケースと関わる場面や、関係者とのやり取りをしている自分自身の姿について具体的イメージを描いてみる機会となる。そして、実習指導者の動き方を観察し、それを読み取る際に、概念として学んだ守秘義務の持ち方や倫理について、どのような態度で体現され配慮がなされた対話となっていくのかというプロセスと、かかわりが形成されていくコミュニケーションの実際を、意識的に追いつながりながら考えていく練習の機会としていきたい。実習指導者の言動や態度、素振りについて、どうしてそのように行ったのかについて考えを巡らせて、その意味について検討していくことが大切であろう。

以上のように考えると、心理演習と心理実習には連続性があり、一貫性のある構成になる必要がある。その基礎の上に心理実践実習がある。担当ケースへ関わる自身の行為について省察学習を繰り返し、気付きを得ながら臨床的判断の持ち方を学ぶことや、援助職と

して必要な態度が形成されると考えている。

7 公認心理師ワーキングチーム及びカリキュラム検討会での「心理演習・実習」の到達目標とその課題

報告書にある「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について」の内容から、心理実習については、カリキュラムの到達目標にある「1. 公認心理師としての職責の自覚」「2. 問題解決能力と生涯学習」「3. 多職種連携・地域連携」を意識した上での教育や指導を行うことが重要なテーマになると理解できる。

さて、第3回公認心理師カリキュラム等検討ワーキングチーム（平成28年12月9日）による議論の中で、座長である北村は、「行動科学に基づく教育法」からの違いをあげ、到達目標の書き方に関して、「概説できる」は「概説せよ」、「説明できる」は「説明せよ」といった試験問題としての問いの成しやすさがあることを指摘している。しかしながら、「身に付ける」、「体験する」等に関しては、「臨床実習の現場で、倫理的な行動がとれているか、あるいは、公認心理師としての役割、プロフェッショナリズムがあるか」ということは、それなりに評価をしますが、国家試験の問題にはなりにくい」と発言している。

また、北村は医学教育における概論の位置づけについて「その職責の倫理、職責を教える学問」と説明し、公認心理師においても職責やプロフェッショナリズムを教える科目が必要になることを指摘した上で、「実習・演習全ての項目を通じて、人の心を扱うということはどういうことなのだということを学んでいくもの」として、実習・演習科目での目的について触れている。

最終的にまとめられた報告書においては、「1. 公認心理師としての職責の自覚」にある「1-2. 公認心理師の法的義務を理解し、必要な倫理を身につける」、「2. 問題解決能力と生涯学習」にある「2-1. 自分の力で課題を発見し、自己学習によってそれを解決するための能力を身につける」、「2-2. 社会の変化を捉えながら、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲及び態度を身につける」、「3. 多職種連携・地域連携」にある「3-2. 実習において、支援を行う関係者の役割分担について理解し、チームの一員として参加できる」、「3-3. 医療機関において『チーム医療』を体験する」という項目が挙げられている。しかし、養成教育を行う立場にとっては、実習評価に関わってくる内容となるため、この点も議論になるであろう。

実習評価は基準の実習時間数に到達しているかといった外形的な基準もあるが、肝心なことは、将来、公認心理師になろうと描いている学生に対して、個別の課題を的確に指摘をしていく質的な評価が重要ではないかと筆者は考える。その意味では、どのように評価を行っていったらよいかについて、学生への指導の

あり方と合わせて検討していく内容であり、学習体験の意味、指導体制、評価方法も含めた中での検討を行う必要がでてくる。学生自身にある素養と実習過程全体を通じた学習体験を踏まえて評価し、各自に合わせた内容について、教員や実習指導者はフィードバックを行う必要がある。したがって、評価者となる教員や実習指導者自身の力量が問われてくる点でもある。実習体験を深化させていけるような評価の仕方、指導の持ち方についても大きな課題になるであろう。

8 放送大学における心理実習にむけた構想

放送大学では、学部における公認心理師カリキュラム対応科目について、順次開講を始めている。心理演習及び心理実習については、2022年度開始にむけて準備を進めている。

公認心理師養成校は、一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟によれば、2019年9月現在153校で、そのうち学部のみは49校、大学院のみは18校となっている。そのうち、筆者の調べでは、2020年度以降も学部において公認心理師養成を開設する通信制大学は、聖徳大学通信教育部心理学科、京都橘大学健康科学部心理学科であり、大学院については、東京福祉大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期（3年制）、佛教大学大学院教育学研究科臨床心理学専攻（3年制）である（2019年12月現在）。

通学生における養成校とは異なり、通信制大学においては学生と教員、学生同士が対面によって交流をしていく機会はそもそも少ない。しかしながら、先述したように公認心理師養成における心理演習や心理実習は専門性を担保するための教育を行うわけで、その意味で少人数のグループで対面による学習は大変重要になる。限られた日数の中で、学生の背景や一人ひとりの個性を踏まえた教育をとのように行うか課題となる。

また、放送大学においては、学生の心理学に関する資格への注目度は高い。このような状況を鑑みると、公認心理師資格への関心も高いと考えられる。学生は有職者が多く、社会の中で感じる問題意識や自分自身のキャリアパスの形成を動機として持ち入学した学生も多い。

以上のことから、大勢の受講希望者が予想されることも考えられ、「心理演習」「心理実習」受講者については選考試験を行うこととなった。また、実習先は現在のところ首都圏での実習施設を予定している。なお、心理演習の単位を取得した者が心理実習の科目を履修していくという構造を設定している。

これまで述べてきたように、実習教育については教育の質が問われている。そのことは、公認心理師法施行規則第3条第1項においても示されている。心理実習・心理演習科目を担当する教員については、「心理演習又は心理実習学生15人につき1人」となっている。また、実習指導者についても同様に規程がある。

原則として五分野の見学を行っていく心理実習では

あるが、業務を行っている実践現場を訪問するわけであり、業務の妨げにならないこと、ユーザーの安全を確保していく意味を考慮していくと、1施設一回において15人の学生を引率することは、その後の指導も含めて考えても現実的ではない。

したがって、1施設6名5グループごとで、5分野の見学実習及び事前・事後学習実施を予定している。具体的な実習施設に関してはこれからの課題であるが、首都圏の保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野をそれぞれ2日間（16時間）について5回実施（合計10日間）という計画を予定している。

ところで、心理実践実習においては、実際のケースを担当してかわりを持つことを前提にすると、心理実習においても臨床技能を習得する上での感覚に通じるような体験を含ませたいかと筆者は考えている。ここでは、クライアントの心理状態に関して臨床心理学的に見立てることや心理面接での技法についてのことではなく、相手の関係性の中で、自分のこの動きを捉えていこうとする感度のことである。このような臨床場面における感度には、集中力や忍耐力が要る。そのような臨床を行う上での体力に関しても、心理演習や心理実習を通して学生が実感できるようにしていきたいと考えている。

そして、学生と教員は、見学先となる施設の実践活動の場自体を一つの事例として捉え、その中に共に入り込んでいくようなイメージを持ち、そこでの事象について触れ、教員も学生と共に現場について知っていく姿勢を持つことが肝心ではないかと考えている。

学生と教員が実践現場に入っていくことは、受け入れ先となる実習施設側からすると「部外者」がその場に入り込んでくる体験になるであろう。

このように相手方からしたら、こちらがどのように捉えられていくものかについて考えを巡らせながら、その場に関与するというあり方が大切になる。その中で自分と向き合って、自分はいまどのようなことを感じているのか、その場で生じている事象をどのように思い、見立てるのかについて考えていく経験を持つことが、見学を行うことで得られる主体的体験の意味になると筆者は考えている。

その体験を素材として、主観的に捉えて感じたことを言語化し説明をしていく側面と、自らが捉えた考えを仮説として一旦はまとめ、周囲に説明をし、根拠や事実経過を踏まえて皆で話し合い、検討を行っていく体験過程そのものが、実践現場での感覚に通じるものになるのではないかと考えている。そこでは、様々な感情体験を持つであろうし、他者の気持ちになって考えつつ、議論を継続させていく困難さも経験するかもしれない。しかし、そのような情動的体験こそが、他の専門職との対話や多職種との連携において経験する感覚であると筆者は考えている。その中から新たな視点に開かれていく対話の経験ができるように、教員は努める必要があるであろう。

見学実習であったとしても、単に用意されたメニュー

ーやプログラムをこなしていくといった姿勢ではなく、一つの事例に関与しつつ、その体験を客体化させて、自らの内側で生成される言葉を用いて、事後の学習においてやり取りしていくことが大切になる。

これは言うほどにたやすいことではなく、学生自身にとって安心した関係性の場になるように、教員自身が見守っていく必要があり、個々の学生の状態について見立てながら適宜必要な配慮を行うことが役割としてあるのではないかと考える。

選抜試験を実施していくことについては、賛否の意見があるであろう。しかし、公認心理師養成教育の質を担保する上で、試験という枠は、公認心理師を目指す学生にとって高度職業専門職になっていく構えを作る第一歩になると筆者は考える。そして、心理演習と心理実習を受講していくことで、公認心理師に求められる自己と向き合う覚悟をさらに作り、自らの目標と意識について明確にしていくことへの機会としていきたい。なお、現段階ではどのような試験を行うか、選抜の観点を持つのかについては、未検討である。

最後に、これまでの我が国における臨床心理学教育において、大学・大学院と実践現場となる臨床施設が連携し、枠組みを共に検討しながら教育体制を作っていくという実践は、十分に持たれていなかったと考えている。公認心理師養成においては、この点についても議論がなされており、その結果として、実習指導体制について実習施設や実習指導者と協議をし、適切な指導体制を作ることが求められている。

したがって、心理実習のコンセプト、実習内容、指導の持ち方、評価のあり方等に関して、公認心理師養成で求められている基本的な考え方を基に実習指導者と協議し、放送大学の構造を踏まえた実習の枠組みを検討していきたいと筆者は考えている。

引用文献

- 「公認心理師法」法律第68号（平成27年9月16日）
 文部科学省・厚生労働省（2017）「公認心理師法施行規則」
 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiho-kenfukushibu/0000177409.pdf>（2019年10月1日）
 厚生労働省（2017）「中央社会保険医療協議会 総会（第378回）個別事項議案資料 平成29年12月13日」
 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000187801.pdf>（2019年10月10日）
 文部科学省（2018）「緊急スクールカウンセラー等活用事業実施要領 平成30年4月1日一部改正」
 Retrieved from http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1373180.htm（2019年10月10日）
 厚生労働省（2018）「労働安全衛生規則の一部を改正する省令を公布・施行しました」
 Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00760.html（2019年10月10日）
 厚生労働省（2018）「第1回公認心理師試験（平成30年9月9日実施分）合格発表について」
 Retrieved from

- https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02578.html
(2019年10月1日)
- 厚生労働省 (2018)「第1回公認心理師試験(追加試験)合格発表について」Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03464.html (2019年10月10日)
- 厚生労働省 (2019)「第2回公認心理師試験(令和元年8月4日実施分)合格発表について」Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06721.html (2019年10月10日)
- 公認心理師カリキュラム等検討会 (2017)「公認心理師カリキュラム等検討会報告書」Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu-Kikakuka/0000169346.pdf> (2019年10月10日)
- 下山晴彦 (2003)「臨床心理実習の理念と方法」、臨床心理学全書第4巻 臨床心理実習論、誠信書房、2-36。
- 日本心理学会 (2018)「公認心理師養成についてのアンケート 集計結果 (2018年8月6日)」Retrieved from https://psych.or.jp/wp-content/uploads/2018/04/summary_180806.pdf (2019年10月1日)
- 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会ホームページ「臨床心理士とは」
Retrieved from <http://fjcbcp.or.jp/rinshou/about-2/> (2019年10月1日)
- 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会ホームページ「臨床心理士の専門業務」
Retrieved from <http://fjcbcp.or.jp/rinshou/gyoumu/> (2019年10月1日)
- 藤代有美子 (2019)「『心理実習』〈大学〉のコンセプト」、公認心理師養成の実習ガイド、日本評論社、50-57。
- 文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課 (2017)「公認心理師のカリキュラム等について」Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000174192.pdf> (2020年1月20日)
- 文部科学省・厚生労働省社会 (2017)「公認心理師法第七条第一号及び第二号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu/0000179118.pdf> (2019年10月1日)
- 鶴光代 (2019)「一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟の役割と活動」、公認心理師養成の実習ガイド、日本評論社、3-5。
- 岡本祐子・宮崎昭・川畑直人・元永拓郎・藤代有美子 (2019)「座談会 公認心理師養成にむけて—実習のあり方を考える—」、公認心理師養成の実習ガイド、日本評論社、6-35。
- 宮崎昭 (2019)「『心理演習』と『実習』科目の関係について」、公認心理師養成の実習ガイド、日本評論社、38-49。
- 元永拓郎 (2019)「『心理実践実習』〈大学院〉のコンセプト」、公認心理師養成の実習ガイド、日本評論社、58-68。
- 波田野茂幸 (2018)「子育て支援における心理臨床の役割」、教育と医学、66 (3)、慶應義塾大学出版会、52-59。
- 第3回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム 議事録 (2016)
- 「(1) 公認心理師カリキュラム等について」Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihoukushibu-Kikakuka/0000148760.pdf> (2019年10月10日)
- (2019年10月31日受理)